

「新しい公共」が 予算化されて事業としてスタート

「新しい公共」という言葉が使われだしたのはいつ頃からだったのだろうか。2005年11月7・8日に開催された『「新しい公共」を考える横浜会議』[主催 NPO活動推進自治体フォーラム横浜実行委員会(佐賀県・千葉県・札幌市・浜松市・横浜市)]が、当時としては最初の大規模フォーラムだったように記憶している。

それから7年。民主党政権になっても政策化はなかなか始まらなかったが、平成22年度の補正予算が国会を通過し、22・23・24年度分(実質は2年間)として87億円が予算化された。埼玉県には、2億5600万円の予算が配分された。

これをどのように使って、「新しい公共」への本格的実現をはかるのか。NPOに問われていることは大きい。(文/村田 恵子)

第1回研修セミナー。左から鷲巣、東、島崎の各氏。



●そもそも「新しい公共」とは

そもそも「新しい公共」とは何だろう。前述の「横浜会議」では、“身近な地域の課題から「新しい公共」を拓く”がテーマで、これまでなかった「専業主婦向け子育てサービス」や「障害者雇用のカフェ」などを担う、新たに台頭してきたNPOと「改革派の自治体首長」(当時の北川三重県知事や中田横浜市長など)で議論が展開された。いわば現場からの問題提起の感が強かった。

民主党政権になり、内閣府は22年3月から「新しい公共円卓会議」(座長 金子郁容 慶応大学教授)を組織し、NPOや社会的企業家、学識経験者たちで議論を重ね、22年6月に『「新しい公共」宣言を行い、概念規定を行った。そして、これをもとにして今回の「新しい公共支援事業」の実施に関するガイドラインが作られた。(23年2月発表)

この「ガイドライン」には“「新しい公共」とは「官」だけでなく、市民の参加と選択のもとで、NPOや企業などが積極的に公共的な財・サービスの提案および提供主体となり、医療・福祉・教育・子育て・ま

ちづくり・学術・文化、環境、雇用、国際協力などの身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動など”と定義している。

それに加えて政府の「新成長戦略」(22年6月18日閣議検定)が加味されている。つまり、“官が独占していた領域を「公」に開き、ともに支えあう仕組みを構築することを通じ、「新しい公共」への国民の参加割合を26%(平成21年度国民生活選好度調査)による)から約5割にする”というものである。

ちなみに「26%」とは2900人を対象に「ボランティアやNPO活動、市民活動に参加したり、利用したりしていますか」という設問に「はい」と答えた人の割合だ。しかし、私の実感には遠い数字である。

また「国民の自発的な寄付の流れをGDP比5～10倍増、現在1千億円のところを6500億円から1兆3千億円にする」とも掲げられている。復興増税や消費税アップが目前にせまっているが、この数字も現場の実感とずれている。「新しい公共」が、なんだか最近、違和感あるなあ、と思っていたのはこのあたりの「国家戦略」に取り込まれているからかと

感じている。

「地域の課題を解決しましょう。地元の役所と一緒に丁寧に協働の精神で、市民主体で」と言っていたのが、「国家の新成長戦略」まで昇格したのは、喜ばしいことかもしれない。ダイナミックな飛躍も必要だろう。でも、この予算は24年度で終了する。たぶん、その次は大幅な下降線をたどるだろう。大きな目標でなくてもいい。一貫した政策を望みたい。

それにしても「新しい公共」のパートナーである役所は変わったのか。「事業仕分け」はもちろん、朝霞市では官舎建設問題が起き、廃止ではなく凍結でいったん解決したが、まずは役所自ら「新しい公共」の主体として「既存権益の見直し」と「組織改革」をしてほしいと思う。ちょっと脱線した。

●埼玉県の支援事業は6パターン

元に戻すと、埼玉県で実施されている事業は(1)新しい公共の場づくりのためのモデル事業と(2)NPO等の基盤整備のための支援事業があり、(1)は県実施のモデル事業と、

市町村・NPO等協働モデル事業に分かれている。(2)はNPOの人材育成と中核的NPO法人育成プログラムで、中間支援的なNPOが公募に応じて審査のうえ、受託している。「中核的NPO法人育成プログラム」とは、組織力強化、実務力強化、会計力強化、広報力強化を希望する個別のNPO法人に強化策を提供するといういわばコンサルタント事業である。51の法人がこのサービスを受けける予定である。

また、寄付募集支援事業としてポスターなどを制作して駅頭に掲示するNPO活動促進広報キャンペーンが広告会社に発注された。

さいたまNPOセンターとしては、

(1)のモデル事業に「市民活動支援・協働推進のためのスタッフ研修セミナー」として応募した。単独では応募できないので、5つの市民団体と1つの株式会社、春日部市、越谷市、さいたま市、所沢市の7団体で協議会を結成し、さいたまNPOセンターが事務局として申請し、審査を経て採択された。協議会の予算は400万円である。(2)の会計強化事業にも受託者として応募したが、採択されなかった。つまり、当センターが関わっている「新しい公共支援事業」は一つである。しかし、指定管理業務を行っている「さいたま市民活動サポートセンター」で「新しい公共」をテーマにシンポジウムを行った。(詳細はP5ページ)

●「新しい公共」を担ってきて

既存の公共サービスを民間が「安く、早く、効果的に」できれば、それも「新しい公共」とされる。この

目的で作られた制度が、「指定管理者制度」や「PFI」である。しかし、私は「新しい公共」に関しては「新しい」という部分をまずは大切にしたい。いままで「公共サービス」と言われなかった分野をNPOが開拓してきたことは、NPO法が施行されて、13年間の大きな成果だったのではないだろうか。

その例はたくさんあるが、当センターの事例だけでも、12年前、県内約1100人の介護保険サポーターの方々と介護保険制度の説明や普及、また介護保険がどのように使われているかの市民による調査を行ったのは「新しい公共」ではなかったのか。当時、介護保険制度は未知の公共サービス分野であった。

また、4年前からは、指定管理者制度の矛盾と向き合いながら、市民活動をサポートする施設を運営している。これも従来になかった「公共サービス」である。

3年前からは「介護者支援」の活動を始めた。これは今まで「介護される人たち」に注目して設計されている社会保障制度に「介護している人」にも目を向けた制度を創設すべきと提言している活動だ。この結果、県内で「介護者サロン」をボランティアで始めた市民団体が10になった。これも「新しい公共」だと思う。

これから30年後の日本の推定人口は約1億人。それは1970年の日本の人口と同じくらいだそう。その時、情報化・国際化はもっと進んでいるのは間違いない。こういった社会を「成熟した市民社会」と呼ぶ人は多いが、そうなるためには市民が主体的な活動をしなければ実現しない。エネルギー問題はもちろん、

社会基盤構造そのものを転換しなければならぬだろう。多様化する家族や個人の意識や暮らしにどのような「公共サービス」をどのように提供していくのか、もうすでに私たちの「未来を見据えた社会実験」は始まっている。

●NPOに対する社会的投資をもっと

では、まず何が必要か? 県は2年前から「中核的NPO育成」を目標にしているそうだ。「あのNPOはすばらしいなあ」と思うNPOは県内で既にいくつも誕生している。そういうNPOが活動場所や運営資金、人材などに困っている話も多々聞く。それらの解決策を「社会的な投資」で整えていく必要があるだろう。たとえば、借りやすい無担保の融資制度、誰かがNPOに不動産を無償で提供をした場合、固定資産税が減免されるとか、共同オフィスの建設への支援、どのNPOでも活動できるような人材育成機関とマッチング、情報ネットワークの管理運営をきちんと行うことによって、NPO同士や他セクターとの「新しい公共」事業が生まれやすくなる、などである。

新たに始まった寄付優遇税制は「遺贈」などに特に効果的と思われる。認定NPO法人なら相続税対象額から除かれる優遇措置があるし、認証NPO法人でも110万円以下の遺贈ならば寄付者に贈与税はかからない。もらうNPO側も無税である。「あの世にお金はもっていけない。遺産やお香典返しの一部はあなたが応援したいNPOへ」キャンペーンなど、やってみたいプロジェクトではある。